

## ○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号の二トの規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>「一」略</p> <p>二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。</p> <p>「一〇〇」略</p> <p>五 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備の送信時間制限装置は、電波を放射してから一〇〇ミリ秒以内にその発射を停止するものであること。</p> <p>三 キャリアセンスは、次のとおりであること。</p> <p>「一〇五」略</p> <p>六 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備にあっては、次のとおりであること。</p> <p>(1) キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。</p> <p>(2) キャリアセンスの受信時間は、二二二マイクロ秒以上であること。</p> <p>(3) 給電線入力点における受信入力電力の値が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。</p> <p>ア 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合 デシベル(一)ミリワットを〇デシベルとする。(以下同じ。)</p> <p>イ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 デシベル</p> <p>ウ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 デシベル</p> <p>エ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 デシベル</p> <p>(4) 他の無線設備からの要求(送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。)に応答する場合であつて、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しないものであること。</p> <p>「四〇七」略</p>	<p>「一」同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>「一〇〇」同上</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「一〇五」同上</p> <p>「新設」</p>
<p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「四〇七」同上</p>

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十七第七号の規定に基づき、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

- 一 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムをいう。以下同じ。）の携帯局の無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから送信時間一〇〇ミリ秒以内にその電波の発射を停止するものであること。
- 二 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の混信防止機能は、次に掲げる機能を有するものであること。

1 電気通信回線設備に接続する場合には、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第三号に掲げる機能

2 電気通信回線設備に接続しない場合にあつては、電波法施行規則第六条の二第三号又は第四号に掲げる機能

三 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のキャリアセンスは、次に掲げる技術

的条件に適合するものであること。

1 キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。

2 キャリアセンスの受信時間は、二一マイクロ秒以上であること。

3 給電線入力点における受信入力電力の値が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。

(1) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合 (一) 七五デシベル

(二ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。)

(2) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 (二) 七二デシベル

(3) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 (三) 六九デシベル

(4) 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 (四) 六六デシベル

4 他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しないものであること。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1～14 略〕</p> <p>15 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の三十七に規定する条件に適合するものに限る。）</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1～14 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>識別符号の符号長</p>
<p>「一〇十二」略</p> <p>十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備</p>	<p>「略」</p>	<p>四八ビット以上</p>
<p>十四 電波法第四条第四号に規定する無線局であつて、無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のうち、同規則第四十九の三十七に規定する条件に適合するもの（以下「八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備」という。）</p>	<p>「略」</p>	<p>四八ビット以上</p>
<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>「一・二」略</p> <p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>「略」</p>	<p>(1) 「略」</p> <p>(2) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。</p> <p>ア 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（無線設備規則第四十九条の十四第五号の二に規定する単位チャネル</p>

改正前

<p>「同上」</p>	<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>識別符号の符号長</p>
<p>「一〇十二」同上</p> <p>十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備</p>	<p>「同上」</p>	<p>四八ビット以上</p>
<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>「一・二」同上</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>三 「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>(1) 「同上」</p> <p>「新設」</p>

<p>「四〇十略」</p> <p>十一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備</p> <p>十二 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備</p>	<p>「略」</p> <p>(4) (3) 〳</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>イ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 (一) 七五デシベル (二) ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。</p> <p>ロ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 (一) 六九デシベル</p> <p>エ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 (一) 六六デシベル</p>
<p>「四〇十略」</p> <p>十一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備</p> <p>十二 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備</p>	<p>「略」</p> <p>受信機入力電力が (一) 五三デシベル (二) ミリワットを〇デシベルとする。</p> <p>〃 未満の場合に判定を行う。</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。</p> <p>ア 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合 (一) 七五デシベル (二) ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。</p> <p>イ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 (一) 七二デシベル</p> <p>ロ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 (一) 六九デシベル</p> <p>エ 一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 (一) 六六デシベル</p>

<p>「四〇十同上」</p> <p>十一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備</p>	<p>「同上」</p> <p>(3) (2) 〳</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>受信機入力電力が (一) 五三デシベル (二) ミリワットを〇デシベルとする。</p> <p>〃 未満の場合に判定を行う。</p>
---	---

に使用する単位チャネルの数が  
八の場合 (一) 六六デシベル

〔三〕略

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下又は九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であつて、次の条件を満たすもの

〔一〕〔二〕略

〔2〕略

3 次に掲げる無線設備の装置

〔一〕〔四〕略

〔五〕 スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置又は八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の装置に限る。）

〔六〕〔七〕略

〔4〕略

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

〔1〕〔13〕略

14 八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備を使用する自営電気通信設備

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔三〕同上

四 同上

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であつて、次の条件を満たすもの

〔一〕〔二〕同上

〔2〕同上

〔3〕同上

〔一〕〔四〕同上

〔五〕 スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置に限る。）

〔六〕〔七〕同上

〔4〕同上

〔同上〕

〔1〕〔13〕 同上

〔新設〕

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 〔1〕10 略</p> <p>11 電波法第四条第四号に規定する無線局であつて、無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムのものうち、同規則第四十九条の三十七に規定する条件に適合する携帯局の無線設備を使用する端末設備 〔二〕略</p>	<p>一 〔同上〕 〔1〕10 同上 〔新設〕</p> <p>〔二〕同上</p>
<p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	